

# 立教大学公的研究費利用による不正取引に対する措置基準

施行 2007年11月 1日

改正 2013年11月 7日

## (目的)

第 1 条 この基準は、立教大学（立教学院本部を含む。以下「本学」という。）が、競争的資金を中心とした公募型の研究資金又は受託研究事業等の委託金（以下「公的研究費」という。）を利用して発注する物品及び印刷物の調達、役務の提供に係る委託、工事の請負その他の契約について、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が、不正取引、贈賄等を行った場合の措置及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

## (取引停止等の措置)

第 2 条 本学総長（以下「総長」という。）は、取引業者が、別表各号に定める措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行う。

## (下請負人並びに共同企業体及びその構成員への適用)

第 3 条 総長は、前条の規定により取引停止を行う場合において、その措置について責めを負うべき下請負人があるときは、その下請負人について、その元請負人に対して行う取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。

2 総長は、前条の規定により、共同企業体について取引停止措置を行うときは、その共同企業体である構成員（明らかに取引停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、その共同企業体の取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。

3 前条の規定による取引停止措置に係る者を構成員に含む共同企業体について、その取引停止期間中は、本学と取引することはできない。

4 前条の規定による取引停止措置に係る者を下請け又は委託先として使用する業者について、その取引停止期間中は、本学と取引することはできない。

## (取引停止期間)

第 4 条 一つの事案による取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。

2 取引停止措置を受けた業者が、その期間中において、さらに別表各号の措置要件に該当することとなったときは、その都度1か月以上12か月以内の範囲において取引停止措置の期間を加算する。

3 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。

4 総長は、取引停止措置を行う場合において、当該業者について、極めて悪質な理由があると認められるとき又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、取引停止措置の期間を延長することができる。

5 総長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったと認めるときは、取引停止措置の期間を変更することができる。

6 総長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

## (取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第 5 条 総長は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

## (取引停止措置の通知)

第 6 条 総長は、次の各号に掲げる措置を行ったときは、その業者に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

(1) 第2条又は第3条第1項若しくは第2項に基づく取引停止措置（様式第1）

(2) 第4条に基づく取引停止措置の期間の変更（様式第2）又は取引停止措置の解除（様式第3）

## (補則)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、取引停止等について必要な事項は、別に定める。

## (基準の改廃)

第 8 条 この基準の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この基準は、2007年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、2013年11月7日から施行する。

別表 取引停止措置要件（第2条，第4条関係）

措 置 要 件
(虚偽記載) (1) 物品及び印刷物の調達，業務委託，工事等に係る書類の提出に当たり，虚偽の記載等があり，契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。
(粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品) (2) 業務の遂行に当たり，粗雑に委託の履行をし，若しくは契約書等に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき又は物品及び印刷物の納入に当たり，粗雑品を納入し，見積書若しくは契約書等に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。
(契約違反) (2) 物品の調達，印刷物の調達又は業務委託等に関する契約に違反し，契約の相手方として不相当と認められるとき。
(贈賄) (3) 取引業者が本学教職員等に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。
(不誠実な行為) (5) 前各号に掲げる場合のほか，業務に関し，不誠実な行為をし，契約の相手方として不相当であると認められるとき。

様式第1（第6条関係）取引停止について

**様式第1** （第6条関係）

立教第 号  
年 月 日

様

立 教 大 学 総 長

取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止を行うこととしたので、通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止理由	

様式第2（第6条関係）取引停止期間の変更について

**様式第2**（第6条関係）

立教第 号  
年 月 日

様

立 教 大 学 総 長

取引停止期間の変更について

年 月 日付け立教第 号で通知した取引停止期間を下記のとおり変更したので、通知します。

記

従前の取引停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の取引停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更の理由		

様式第3（第6条関係）取引停止の解除について

**様式第3**（第6条関係）

立教第 号  
年 月 日

様

立 教 大 学 総 長

取引停止の解除について

年 月 日付け立教第 号で通知した取引停止を解除したので、通知します。

追68(1401)